

専門学校金沢美専〔美容学科〕
【求人サロンの皆様へ】

2024. 10

◆求人票は、学生がサロンを選ぶ上で重要な資料となります。希望をもって入社した卒業生が、採用後に諸条件の相違でトラブルが生じないように、ありのままをご記入下さい。

※求人サロンにおかれましては、「美容師」という国家資格の夢を実現し、美容業界の大切な人材である若者がサロンに入社後、向上意欲を継続し続けられる「労働環境の向上」と「美容技能の向上・育成」に取り組んでいただきますようご配慮いただければ幸いです。

1. 提出について・・・提出締切日：2025年10月31日（金） 必着

- ・所定の求人票に必要な事項をご記入の上、金沢美専に提出して下さい。
 - ・求人内容に変更が生じた場合は、その都度、速やかにお知らせ下さい。
- ※学生の就職活動スケジュールも参考に計画的な求人活動をお勧めいたします。

2. インターンシップ（サロン体験学習）

- ・職業体験実習の受入れをお願いする場合がありますので、ご協力をお願い致します。
- ※実働時間が6時間を超えて研修を実施される場合は、労働としてお取扱いいただき、最低賃金以上の賃金をお支払いただきますようお願い申し上げます。
- ・インターンシップの申し出については、希望者より直接電話させていただきます。

3. サロン見学

- ・サロン見学の受け入れをお願いする場合がありますので、ご協力をお願い致します。
- ・見学の申し出については、希望者より直接電話させていただきます。

4. 就職内定者に対する事前就業・研修について

- ・学生達にとって、在学中は学問の習得、国家試験合格が最優先課題であると共に、卒業するまでは学校の責任下にあります。

5. 就職内定通知について

- ・面接学生への可否通知は、面接1週間以内にご連絡下さいますよう、お願い申し上げます。
- ・また、内定通知を頂きました店舗へは学校より速やかに返答をし、必要があれば後日改めて入社承諾書を発送いたします。

6. 労働保険、社会保険等について

- ・労働保険（雇用保険、労災保険）は労働者を雇用するサロンはすべて適用事業所となります。
- ・社会保険（健康保険、厚生年金）は株式・有限等の法人はすべて適用事業所となります。

求人票提出
お問い合わせ

学校法人国際ビジネス学院金沢 専門学校金沢美専事務局 〒920-0919 石川県金沢市南町6番12号

TEL076(234)3311 FAX076(234)3432

- ◆専門学校金沢美専では、将来にわたって美容師になりたいという若者が後を絶たないように、業界全体の雇用環境改善に向けての取り組みを実施しております。その中の一つとして当校の学生については学生のうちから就職に関連して以下の法的知識について指導しておりますので、求人いただけますサロン様においてもご理解の上、採用をご検討いただきたく存じます。

1. 労働時間に関する法的基準について

- 労働基準法では、労働時間は休憩時間を除いて1週 40 時間（10 人未満の事業所は 44 時間）、1日 8 時間以内と定められております。ただし、変形労働時間制を採用されている店舗については例外が認められているため、別途確認が必要になります。
- 法定労働時間を超える時間外労働に関しては 1 時間当たり 25%以上割増して賃金を支払わなければなりません。これを割増賃金といいます。
（例：時給 1,000 円の労働者の場合は 1 時間につき 1,250 円の割増賃金が必要！）
- また、深夜時間帯（22:00～翌朝 5:00 の間）には 25%の割増賃金を支払わなければなりません。時間外労働が深夜時間帯に及んだ場合は時間外労働に対する割増賃金に加えて深夜労働に対する割増賃金の支払いが必要になります。
（例：時給 1,000 円の労働者が深夜時間帯に残業をした場合は、1 時間につき時給 1,500 円の割増賃金が必要！）
- 残業（時間外労働）や休日労働はあらかじめ労働者の過半数の代表者または労働組合が時間外・休日に関する協定（36協定）で締結した時間の範囲内でおこなわなければならないとされています。使用者はこの協定を事前に労働基準監督署に届け出なければ労働者に残業や休日労働をさせることはできません。

2. 最低賃金に関する法的基準について

- 賃金の最下限については、最低賃金法に基づき都道府県ごとに最低賃金が定められています。最低賃金は毎年見直しが行われています。
- 令和6年 10 月改定の石川県の最低賃金は **984 円**です。
- 都道府県ごとの最低賃金については
<http://www.saiteichingin.info/> にてご確認をお願いいたします。
- 賃金が最低賃金以上になっているかどうかについては以下にて確認してください。
 - ① 時給の場合 …… 時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
 - ② 日給の場合 …… 日給 \div 1 日所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
 - ③ 月給の場合 …… 月給 \div 1 ヶ月労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- 最低賃金額との比較にあたって、次の額は対象となりません。
 - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥ 通勤手当、精皆勤手当及び家族手当

上記、労働時間及び最低賃金について法律で定められている基準を満たしていない求人票については、受付致しかねます。学生から選ばれるサロンになるためにも是非ご理解をいただき、業界全体の雇用環境の改善に向けてご協力いただきたいと思います。